

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(愛荘町)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	岩倉	別祖街道	909	田	1,786	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	松尾寺	岡寺	1763	田	1,082	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	3,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	松尾寺	山添	1814	田	1,927	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	1,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	松尾寺	杉ノ下	1663	田	1,036	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	3,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	松尾寺	杉ノ下	1680	田	3,085	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	松尾寺	大川取	1483-1	田	2,685	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	馬場	2713	田	2,474	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	馬場	2714	田	2,488	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	万福寺	2706	田	3,033	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	万福寺	2707	田	3,018	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	上柳 文雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	安孫子	鷺俣	1268	田	3,176	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	小泉 勝敬	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	安孫子	八木代	1405	田	2,153	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	小泉 勝敬	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	安孫子	八木代	1414	田	2,278	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
14	株式会社 カネク	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	島川	四ノ坪	40(a)	田	3,060	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
15	株式会社 カネク	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	島川	老神	57-2	田	1,496	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
16	森谷 友紀	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	矢守	神子田	132-1	田	623	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	1,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
17	森谷 友紀	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	矢守	神子田	139	田	729	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	1,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
18	森谷 友紀	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	矢守	箱田	522	田	2,974	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
19	高橋 惣一郎	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	北八木	サギマタ	3-1	田	2,827	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
20	高橋 惣一郎	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	北八木	松田	153	田	3,097	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
21	西澤 善之	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	古戸	2143	田	3,825	賃借権	水田	R6.2.1	R11.1.31	5年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
22	西澤 善之	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	古戸	2144-1	田	3,592	賃借権	水田	R6.2.1	R11.1.31	5年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき